

## **[事案 30-281] 通院給付金支払請求**

・令和元年8月22日 和解成立

### **<事案の概要>**

顎骨形成術後の歯科医院への通院に対し、通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

大学病院にて顎骨形成術を受け、その際の入院に係る疾病入院給付金および手術給付金は支払われたが、退院後の歯科医院への通院は、「医師による治療」ではないとして、通院給付金は支払われなかったが、以下の理由により、通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 大学病院入院時の主治医、執刀医は歯科医師であったが、入院・手術給付金は支払われた。
- (2) 約款に歯科医師による治療は含まれないとの記載はない。

### **<保険会社の主張>**

以下を理由に、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療法上、医師と歯科医師は並列的に記載されており、医師は医業を行い、歯科医師は歯科医業を行うものとして明確に区分されている。
- (2) 約款において、「通院とは、医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けること」と定められており、ここでいう医師には歯科医師は含まれない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、通院時の診療内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。